

学校におけるアレルギー疾患に対する取り組みについて

文部科学省の調査により、学校にはアレルギー疾患のお子様が多く通われていることが明らかになり、各学校においては、日本学校保健会作成の「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」と「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」を活用してきました。

これらを基に、滋賀県教育委員会において、滋賀県版の学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）および活用のしおりを作成し、大津市でも平成25年度より、滋賀県版を使用し、管理を要するアレルギー疾患や緊急を要するアナフィラキシーをお持ちのお子さんが安全・安心に学校生活を送れるよう取り組んでおります。

つきましては、別添の調査票に必要事項をご記入の上 2月9日（金）の入学説明会時に学校へ提出いただきますようお願いいたします。

記

○ 主なアレルギー疾患

「アナフィラキシー」「食物アレルギー」「気管支ぜんそく」「アトピー性皮膚炎」
「アレルギー性結膜炎」「アレルギー性鼻炎」

「アナフィラキシー」とは、アレルギー反応により、じんましんなどの皮膚症状、腹痛や嘔吐などの消化器症状、ゼーゼー、呼吸困難などの呼吸器症状が、複数同時にかつ急激に出現した状態を言います。

原因のほとんどは食物ですが、それ以外に昆虫刺傷、医薬品、ラテックス（天然ゴム）などが問題となります。中にはまれに、運動だけで起きることがあります。

- 別添調査「アレルギー疾患に関する調査票（様式1）」で、食物アレルギーに○をされた場合は、「食物アレルギー調査票（様式3）」にもご記入をお願いします。
- 「学校生活管理指導表」が提出できない場合においても、場合によっては、学校から受診をおすすめし、学校生活管理指導表の提出をお願いする場合があります。
- 「学校生活管理指導表」は、下記に該当する管理指導表を病院で記入していただき、学校に提出してください。
 - ①アナフィラキシー・食物アレルギー
 - ②気管支ぜん息用
 - ③アトピー性皮膚炎・アレルギー性結膜炎・アレルギー性鼻炎
- 学校生活管理指導表は医師が記入するものであり、文書料がかかることがあります。
- 調査票に記入いただきました個人情報、学校におけるアレルギー疾患に対する取組にのみ使用します。
- ご不明な点がございましたら、大津市教育委員会事務局 学校教育課（Tel. 528-2633）または、各学校までお問い合わせください。